

碧南市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 碧南市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、住宅の瓦屋根の耐風改修等を行う者に対し、その費用の一部を補助することにより強風、地震その他の災害による瓦屋根の被害の軽減を図り、市民の生命及び安全を確保することを交付の目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内にある一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものにあつては、当該店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）
- (2) 瓦屋根 粘土瓦ぶき又はプレスセメント瓦ぶきの屋根をいう。
- (3) 瓦屋根診断 住宅の瓦屋根について、瓦ぶき技能士、瓦屋根工事技士又は瓦屋根診断技士（以下「診断士」という。）が、建築基準法施行令の規定に基づく屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号。以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う診断をいう。
- (4) 三州瓦 市内に本社又は工場を有する事業者の事業所において生産された粘土瓦をいう。
- (5) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 瓦屋根診断費補助事業
- (2) 瓦屋根改修費補助事業

(瓦屋根診断費補助事業)

第5条 瓦屋根診断費補助事業は、次の各号のいずれにも該当する住宅の瓦屋根診断に要する費用に対して補助金を交付するものをいう。

- (1) 令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根の住宅のうち、同日以降に瓦屋根の改修が行われていないこと。
- (2) 住宅の床面積が30平方メートル以上であること。
- (3) 規則第5条に規定する補助金の交付の決定後に瓦屋根診断に係る委託業務契約を締結し、かつ、着手するものであること。

(瓦屋根改修費補助事業)

第6条 瓦屋根改修費補助事業は、次の各号のいずれにも該当する改修工事に要する費用に対して補助金を交付するものをいう。

- (1) 瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していない住宅の瓦屋根（強風等による屋根ふき材の脱落により明らかに告示基準に適合していないと市長が認めたものを含む。）の全面について、告示基準に適合する改修を行うこと又はスレート屋根、金属屋根等へ改修を行うこと。
- (2) 前条第1号及び第2号に該当すること。
- (3) 次のいずれかに該当する住宅に係る改修工事であること。

ア 昭和56年6月1日以後に着工された住宅

イ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅のうち、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が耐震性を有すると認めたもの

ウ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅のうち、イに該当しないものであって、第1号に規定する改修と合わせて耐震性を確保する改修を行うもの

- (4) 規則第5条に規定する補助金の交付の決定後に瓦屋根改修に係る工事請負契約を締結し、かつ、着手するものであること。

(補助対象者)

第7条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅の所有者（イに掲げる者を除く。）

イ 区分所有された共同住宅の所有者で当該共同住宅の管理組合の合意を得たもの

ウ 住宅の居住者で当該住宅の所有者（所有権を有する者が複数ある場合は、当該所有権を有する者全員）の同意を得たもの

(2) 市税の滞納がない者

(3) 碧南市暴力団排除条例（平成24年碧南市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(4) 第4条第1号の瓦屋根診断費補助事業による補助金の交付を受けた住宅において同条第2号の瓦屋根改修費補助事業による補助金の交付を受けようとする場合を除くほか、この規程による補助金の交付及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を補助の対象とする市の他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

（補助対象経費等）

第8条 補助対象経費、当該経費に対する補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金交付申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 瓦屋根診断費補助事業 次に掲げる書類

ア 固定資産税・都市計画税課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳

イ 交付申請者に係る市税の完納証明書

ウ 付近見取図（住宅の位置が分かる地図）

エ 現況写真

オ 経費の内訳が記載された見積書の写し

カ 診断士の資格を証する書面

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 瓦屋根改修費補助事業 次に掲げる書類

ア 固定資産税・都市計画税課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳

イ 交付申請者に係る市税の完納証明書

ウ 付近見取図（住宅の位置が分かる地図）

エ 現況写真

オ 経費の内訳が記載された見積書の写し（三州瓦を使用する場合は、その旨及び当

該使用に係る経費について記載のあるもの)

カ 屋根の面積が確認できる図面及び面積表

キ 瓦屋根診断の結果報告書の写し（強風等による屋根ふき材の脱落により明らかに告示基準に適合していないと市長が認めた住宅は除く。）

ク 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類（第6条第3号イに該当する場合に限る。）

ケ その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、提出の期日を補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日とすることができる。

(1) 瓦屋根診断費補助事業 次に掲げる書類

ア 診断業務委託契約書の写し

イ 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し

ウ 瓦屋根診断の結果報告書の写し

エ 告示基準の適合の可否を確認することができる写真

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 瓦屋根改修費補助事業 次に掲げる書類

ア 工事請負契約書の写し

イ 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し

ウ 工事写真（工事の着手前、施工中（緊結状況が確認できるもの）及び完了後のもの）

エ 三州瓦の使用を証明する書類（三州瓦加算を受ける場合）

オ 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類（第6条第3号ウに該当する場合に限る。）

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により交付された検査済証の写し（同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない改修

を実施した場合に限る。)

キ その他市長が必要と認める書類

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (碧南市公告第47号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

補助事業の種類	補助対象経費	補助率及び補助限度額
瓦屋根診断費補助事業	瓦屋根診断に要する費用	補助対象経費の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3万1,500円を限度とする。
瓦屋根改修費補助事業	対象工事に要する費用のうち、次に掲げる費用のいずれか低い額 (1) 屋根の面積に1平方メートル当たり2万4,000円を乗じて得た額 (2) 見積書に記載された金額	補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、55万2,000円を限度とする。
備考 瓦屋根改修費補助事業において屋根材に三州瓦を使用する場合は、補助金の額に当該三州瓦を使用した部分の面積1平方メートルにつき1,200円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、20万円を限度とする。）を加算するものとする。		